

日本学術会議会則

令和 8 年 1 0 月 1 日
日本学術会議規則第 1 号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）第六条の規定に基づき、日本学術会議規則として、日本学術会議会則を次のように定める。

日本学術会議会則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 学術会議の会議体（第二条—第六条）
- 第三章 総会（第七条—第十二条）
- 第四章 役員等（第十三条—第十七条）
- 第五章 役員会（第十八条—第二十条）
- 第六章 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会（第二十一条—第二十七条）
- 第七章 会員（第二十八条—第三十三条）
- 第八章 業務（第三十四条—第三十八条）
- 第九章 中期的な活動計画等（第三十九条—第四十一条）
- 第十章 連携会員（第四十二条—第四十六条）
- 第十一章 部（第四十七条—第五十四条）
- 第十二章 委員会（第五十五条—第五十九条）
- 第十三章 若手アカデミー（第六十条）
- 第十四章 事務局（第六十一条）
- 第十五章 雑則（第六十二条）
- 附則

第一章 総則

（総則）

第一条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、この日本学術会議会則（以下「会則」という。）の定めるところによる。

第二章 学術会議の会議体

(学術会議の会議体)

第二条 総会、役員会、会員候補者選定委員会、分野別業績審査委員会、選定助言委員会、運営助言委員会、部会、連合部会、第五十五条第一項の委員会並びに第五十六条第一項の分科会、小分科会及び小委員会並びに第六十条第二項の若手アカデミー会議及び分科会を会議体という。

2 前項の規定は、前項の会議体のほかに、学術会議に合議体を置くことを妨げない。

(会議体の議長等)

第三条 各会議体(総会及び連合部会を除く。)の長(会議体が役員会の場合にあっては、会長)は、議長となり、各会議体の議事を整理する。

2 各会議体(総会、役員会及び連合部会を除く。)は、議長が招集する。ただし、会長(会長が任期途中で退任した場合の後任の者を除く。)の任期における最初の各会議体(総会、役員会、分野別業績審査委員会、連合部会並びに第五十六条第一項の分科会、小分科会及び小委員会並びに第六十条第二項の分科会を除く。)は、会長が招集する。

3 各会議体の議長は、議長が必要と認める者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 各会議体(会員候補者選定委員会及び分野別業績審査委員会を除く。)は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、議長は、議決を経て非公開とすることができる。

5 各会議体の議長は、各会議体(会員候補者選定委員会及び分野別業績審査委員会を除く。)を招集しようとするときは、あらかじめ、開催日時、開催場所及び傍聴可能人数について、インターネットの利用その他の適切な方法により一般に周知するものとする。

6 前項の傍聴可能人数は、各会議体の議長が定める。

(会議体の議事の運営)

第四条 各会議体(総会を除く。)は、各会議体を構成する委員等(以下「構成員」という。)の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 各会議体(総会を除く。)の議決は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、各会議体の議長の決するところによる。

(会議体への出席)

第五条 各会議体への出席は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン出席」という。)により、することができる。

2 各会議体の議長は、必要と認めるときは、各会議体の招集に当たって、全構成員にオンライン出席を求めることができる。

(審議及び議決の特例)

第六条 各会議体は、議長が必要と認めるとき（会議体が総会の場合にあっては、議長がやむを得ない理由により緊急に審議及び議決を行うことが必要と認めるときに限る。）は、電子メールその他の電磁的方法により議案の内容を構成員に通知し、議案の可否に係る意思を確認する方法により、審議及び議決を行うことができるものとする。

2 前項の方法による場合は、電子メールその他の電磁的方法により議案の可否に係る意思を回答した人数をもって、第四条第一項の出席の人数（会議体が総会の場合にあっては、日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下「法」という。）第十三条第一項の出席の人数）とみなす。

3 第一項の方法による場合は、第三条第四項から第六項まで（会議体が総会の場合にあっては、第三条第四項から第六項まで、第十条第二項から第八項まで及び第十一条）の規定は適用しない。

第三章 総会

（総会の招集）

第七条 議長は、原則として毎年二月又は三月、六月及び十月にそれぞれ総会を招集する。

2 三十人以上の会員が、招集の目的及び議案を示して総会の招集を議長に求めた場合には、議長は、総会を招集しなければならない。

（総会の議事録）

第八条 議長は、総会の議事録を作成し、インターネットを利用して閲覧に供するものとする。ただし、個人のプライバシーの確保に支障が生ずるおそれがあると認める場合や学術会議の運営上支障があると認める場合には、閲覧に供しないことができる。

（総会の議決）

第九条 総会の議決は、次に掲げる方法のいずれか又はこれらの組み合わせにより行う。

一 可とする議案に挙手すること。

二 オンライン投票システム（当該システムを操作することにより、当該システムにおいて議案の可否を選択し、かつ、選択の内容を電磁的記録として記録することができるシステムをいう。）により投票すること。

三 議案を可とする会員は青票を、議案を否とする会員は赤票を、議案の可否を決しない会員は白票を投票箱に投入すること。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、議案について異議の有無を総会に諮り、異議がないと認めたときは、可決の旨を宣告することにより、議決を行うことができる。但し、議案又は議長の宣告に対して出席会員から異議を申し立てたときは、議長は、前項の方法によって議決を行わなければならない。

(議案の提出)

第十条 総会の議案の提出者は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 三十人以上の会員

- 2 議案の提出者は、総会開催の十四日以前に開催される役員会に付議できるよう、会長に議案を提出することとする。緊急の場合においても、あらかじめ役員会に付議できるよう提出することとする。
- 3 会長は、提出された議案を役員会に付議する。役員会は、議案について提出者に助言することができる。
- 4 提出者は、前項の助言に基づき、必要に応じ議案を修正の上、議案を議長に提出する。
- 5 議長は、提出された議案を総会に付議する。役員会の意見のうち、議案に反映されないものについては、議長が総会において当該意見を述べるものとする。
- 6 第一項第三号の提出者により提出された議案については、提案者の代表者が、総会において提案理由を説明することができるものとする。
- 7 総会において二人以上の会員により議案の修正提案が行われた場合は、議長は、必要に応じ総会の休憩を求め、役員会又は関係する部若しくは委員会（第五十五条第一項の委員会をいう。）の意見を聴くことができる。
- 8 前項の修正提案については、提案者の代表者が、総会において修正理由を説明することができるものとする。
- 9 議案の提出資料の様式は、役員会が定める。

(報告の手続)

- 第十一条 総会に報告する案件を有する会員又は連携会員（次項において「報告者」という。）は、原則として総会開催の七日以前に開催される役員会で報告することとする。
- 2 報告者は、役員会で報告した後、総会で報告することとする。

(総会の運営に関する事項の役員会への委任)

第十二条 第七条から第十一条までに定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は役員会が定める。

第四章 役員等

(会長の選任等)

第十三条 法第二十一条第一項の規定に基づく会長の選任については、あらかじめ会長の選任の基準及び方法その他会長の選任に関し必要な事項に関する方針（以下「会長の選任方針」という。）を定めるものとし、当該会長の選任方針に基づき会長の選任を

行う。

- 2 会長の選任方針は、別表第二に定める会長候補者選考委員会が案を作成し、総会がこれを決定する。
- 3 会長候補者選考委員会は、会長の選任が行われる総会の開催に先立ち、当該総会の開催時における会員（法第二十九条第一項に規定する会員の候補者を含む。以下次条において同じ。）の中から会長の候補者を選考することができる。

（会長の選任に関する資料）

第十四条 議長は、会長の選任が行われる総会の開催に先立ち、会長の選任のための資料として、次に掲げる資料を当該総会の開催時における会員の閲覧に供する。

- 一 当該総会の開催時における会員の名簿（略歴等を含む。）
- 二 第十三条第三項の規定により会長の候補者の選考を行ったときは、会長の候補者の一覧
- 三 その他会長候補者選考委員会が必要と認める資料

（会長の選任に関する投票）

第十五条 会長の選任は、総会に出席した会員の投票により行う。この投票は、単記無記名によることとし、オンライン投票システム（当該システムを操作することにより、当該システムにおいて候補者のいずれかを選択し、かつ、選択の内容を電磁的記録として記録することができるシステムをいう。）により行うことができる。

- 2 前項の規定に関し必要な事項は、第十三条第一項に規定する会長の選任方針において定める。

（副会長の職務）

第十六条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項を分担してつかさどる。

- 一 学術会議の財務等の組織運営に関すること。
- 二 科学者間の連携に関すること。
- 三 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 四 学術会議が行う意思の表出に関すること。
- 五 学術会議の国際活動に関すること。

（会長特別補佐）

第十七条 学術会議に、会長特別補佐を置くことができる。

- 2 会長特別補佐の員数は、若干名とする。
- 3 会長特別補佐は、会長の定めるところにより、総会の会務及び会議の経営に関する事務のうち、特定のものに係る会長の職務について、会長を補佐する。
- 4 会長特別補佐は、会員のうちから、役員会の議を経て、会長が任命する。

- 5 会長特別補佐の任期は、当該会長特別補佐について会長が定める期間（その末日が会長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。
- 6 会長特別補佐は、再任されることができる。

第五章 役員会

（役員会の招集）

第十八条 役員会は、原則として毎月一回会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時に役員会を招集することができる。

（役員会の議事等）

第十九条 会長は、会長特別補佐、職員のほか、法第十八条第二項に規定する者以外の者であって会長が必要と認める者に役員会において意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

- 2 監事は、役員会において意見を述べ、又は説明をすることができる。
- 3 役員会に関し必要な事項は、役員会が定める。

（役員会等への委任事項）

第二十条 総会は、業務を機動的に遂行するため、学術会議の運営及び法第三十七条に規定する業務のうちこの会則で定めるところにより役員会又は会長が定めることとした事項を定める権限は、それぞれ役員会又は会長に委任する。ただし、総会が当該権限を自ら行うことを妨げない。

- 2 前項の規定により役員会に委任された権限は、役員会で定めるところにより、会長に委任することができる。
- 3 会長は、前項の規定により役員会から委任された事項に関し、必要があると認めるときは、役員会の意見を聴くことができる。

第六章 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会

（会員候補者選定委員会の委員等）

第二十一条 法第二十五条に規定する会員候補者選定委員会（以下この条から第二十三条までにおいて「委員会」という。）に、委員長一名及び副委員長一名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。
- 4 委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員の選任に関し必要な事項は、役員会が定める。

(分野別業績審査委員会)

第二十二條 法第二十五條第五項に規定する分野別業績審査委員会の委員の選任及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(会員候補者選定委員会に関する事項の委員会への委任)

第二十三條 前二條に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(選定助言委員会の委員等)

第二十四條 法第二十六條に規定する選定助言委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に、委員長一名及び副委員長一名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。
- 4 委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員の選任に関し必要な事項は、役員会が定める。

(選定助言委員会に関する事項の役員会への委任)

第二十五條 前條に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、役員会が定める。

(運営助言委員会の委員等)

第二十六條 法第二十七條に規定する運営助言委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に、委員長一名及び副委員長一名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。
- 4 委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任する。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員の任命に関し必要な事項は、会長が定める。

(運営助言委員会に関する事項の役員会への委任)

第二十七條 前條に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、役員会が定める。

第七章 会員

(会員)

第二十八條 会員は、非常勤とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、総会の承認を得て、常勤とすることができる。ただし、この承認は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、出席した会員の三分の二以上の多数で決する。

(会員の選任の手続)

第二十九条 法第三十条第二項に定めるもののほか、連携会員（第四十三条第二項に基づき委嘱された連携会員を除く。以下次条において同じ。）その他会員候補者選定委員会が定める者は、会員候補者選定委員会が定めるところにより、会員の候補者とすべき者を会員候補者選定委員会に推薦することができる。

- 2 前項の推薦は、別に会員候補者選定委員会が定める様式により、行うこととする。
- 3 第一項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として会員候補者選定委員会が公表する期間とする。
- 4 第一項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の末日の翌日から三年間とする。
- 5 その他会員の選任の手続に関し必要な事項は、会員候補者選定委員会が定める。

(補欠の会員の選任の手続)

第三十条 会員が任期の途中において法第九条第六項の規定による退職、死亡、辞任又は解任により退任する場合の後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の選任は、補欠の会員となった者が任期末までに一回以上の総会（第七条第一項の規定により開催する総会をいう。）に出席できる場合に実施することができる。

- 2 会員候補者選定委員会は、法第三十一条第一項に規定する選定方針に従って、補欠の会員の候補者（以下この条において「候補者」という。）を選定する。
- 3 会員候補者選定委員会は、退任した会員の退任の日から起算して過去三年以内に行われた会員の選任における法第三十条第二項の規定に基づく推薦及び前条第一項の規定に基づく推薦の結果を活用する。
- 4 会員候補者選定委員会は、候補者とすべき者の推薦を第四十七条に規定する部に依頼することができる。
- 5 依頼を受けた部は、連携会員の中から三人以内の複数の候補者とすべき者を選定し、会員候補者選定委員会に推薦する。
- 6 会員候補者選定委員会は、法第三十条第三項の規定に基づき、分野別業績審査委員会において候補者とすべき者の研究又は業績に関する審査を行う。
- 7 会員候補者選定委員会は、候補者を選定し、その名簿を総会に提出する。
- 8 その他補欠の会員の選任の手続に関し必要な事項は、会員候補者選定委員会が定める。

(選定方針)

第三十一条 法第三十一条に規定する選定方針の作成に関し必要な事項は、会員候補者

選定委員会が定める。

(会員の辞任)

第三十二条 会員は、辞任しようとするとき又は法第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったとき若しくは該当することが見込まれるときは、会員候補者選定委員会に申し出るものとする。ただし、辞任しようとするときは、やむを得ない場合を除き、辞任しようとする日の三十日前までに申し出なければならない。

2 会員候補者選定委員会は、会員から辞任の申出があったときは、速やかにそのことを役員会に報告しなければならない。

3 会長は、会員の辞任があったときは、辞任の後に開催される最初の総会にそのことを報告しなければならない。

(会員の解任)

第三十三条 会員候補者選定委員会は、法第三十二条第二項の規定に基づき会員の解任を求めようとするときは、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

2 会員候補者選定委員会は、解任の求めに当たっては、解任を求める理由並びに同委員会における審議の経緯及びその内容を総会に提出しなければならない。

第八章 業務

(意思の表出)

第三十四条 学術会議は、法第三十七条第一号の業務として意思の表出を行うこととし、意思の表出とは、法第三十八条に定める諮問に対する答申及び法第三十九条に定める勧告のほか、次に掲げるものをいう。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 見解
- 五 報告
- 六 回答

2 前項各号に定める意思の表出の定義は、別表第一に定めるとおりとする。

3 第一項各号に定める意思の表出は、第四十七条に規定する部、第五十五条第一項に規定する委員会、第五十六条第一項に規定する分科会又は第六十条第一項に規定する若手アカデミーにおける審議をもって、別表第一の種類欄に掲げる意思の表出の区分ごとに当該区分に応じた同表の表出主体欄に掲げるものにより行うことができる。

4 意思の表出に関し必要な事項は、役員会が定める。

(地区会議)

第三十五条 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。

- 2 地区会議は、役員会が別に定める地域ごとに区分を設けることとし、各区分における構成員による運営及び活動を基本とする。
- 3 地区会議に関し必要な事項は、役員会が定める。

(日本学術会議協力学術研究団体)

第三十六条 学術会議は、学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、会長が承認したものに日本学術会議協力学術研究団体(以下「協力学術研究団体」という。)の称号を付与する。

- 2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関し必要な事項は、役員会が定める。

(シンポジウム、フォーラム等)

第三十七条 学術会議は、シンポジウム、フォーラム等の開催その他の方法により、学術に関係する者や、地方公共団体、地域や各種団体の代表者等の間における連携の確保及び強化並びに学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ることとする。

- 2 シンポジウム、フォーラム等の開催その他前項の活動に関し必要な事項は、役員会が定める。

(国際活動)

第三十八条 学術会議は、法第四十一条に規定する国際団体への加入のほか、次に掲げる国際活動を行う。

- 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣
 - 二 学術に関する国際会議の主催及び後援
 - 三 二国間学術交流
 - 四 多国間学術交流
 - 五 アジア学術会議に関すること
 - 六 その他会長が必要と認めるもの
- 2 学術会議は、特定の国際的枠組みにおける共同声明を発出することができる。
 - 3 国際活動に関し必要な事項は、役員会が定める。

第九章 中期的な活動計画等

(中期的な活動計画等)

第三十九条 法第四十二条に規定する中期的な活動計画及び法第四十三条に規定する年度計画（以下この条及び次条において「中期的な活動計画等」という。）の作成又は変更に関する業務であつて次項に定めるものは、別表第二に定める中期的な活動計画・年度計画委員会（以下この条において「委員会」という。）が実施する。

- 2 委員会は、中期的な活動計画等の案又はその変更案を作成し、会長に提出する。
- 3 中期的な活動計画等の作成又は変更に関し必要な事項は、委員会が定める。

（自己点検評価）

第四十条 法第四十四条に規定する自己点検評価に関する業務であつて次項及び第三項に掲げるものは、別表第二に定める自己点検評価委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）が実施する。

- 2 委員会は、自己点検評価書の案を作成し、会長に提出する。
- 3 委員会は、自己点検評価の実施に必要な範囲において、会員、連携会員及び職員並びに会議体（第二条第一項に規定する会議体をいい、総会及び委員会を除く。以下この条において同じ。）に活動実績に関する資料の提出、意見の聴取その他の協力を求めることができることとし、会員、連携会員及び職員並びに会議体は、自己点検評価の実施に協力しなければならない。
- 4 会長は、会議体の協力を得て、法第四十四条第五項の規定に基づき、自己点検評価の結果を中期的な活動計画等及び業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、法第四十四条第六項の規定に基づき、日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させる。
- 5 自己点検評価の実施方法、評価の基準その他自己点検評価の実施に関し必要な事項は、委員会が定める。

（外部評価）

第四十一条 委員会は、自己点検評価の実施に当たって、外部の有識者による評価を実施し、その結果を活用するものとする。

- 2 前項の有識者は、学術会議に対して利害関係を有しない者から会長が委嘱する。ただし、やむを得ない事由があるときは、利害関係の内容を明確にするとともに、利害関係のある範囲を評価の対象から除外すること等の必要な措置を講じた上で、利害関係を有する者を前項の有識者とすることができる。

第十章 連携会員

（連携会員）

第四十二条 学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、連携会員を委嘱する。

- 2 連携会員は、会員と連携し、法第三十七条に規定する業務に携わる。

- 3 連携会員は、非常勤とする。
- 4 連携会員の任期は、次条の規定にかかわらず、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに終了する。

(連携会員の任期)

第四十三条 連携会員の任期は、三年とする。ただし、一定の期間内に限ってその業務に携わらせることが必要である場合には、三年未満の任期を定めて委嘱することを妨げない。

- 2 前項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年未満の必要な期間を定めて連携会員を委嘱することができる。
- 3 連携会員は、再任されることができる。
- 4 第一項に規定する連携会員の任期は、通算で十二年（第二項に規定する連携会員としての任期を除く。）までとする。ただし、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十五条第一項に規定する日本学術会議連携会員の任期をこれに含める。

(連携会員の選考の手続)

第四十四条 連携会員の委嘱は、会長が決定する。

- 2 会員及び連携会員（第四十三条第二項に基づき委嘱された連携会員を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ。）は、役員会が定めるところにより、連携会員の候補者を、別に役員会が定める委員会に推薦することができる。
- 3 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、連携会員の候補者の名簿を作成し、役員会に提出する。
- 4 役員会は、前項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その委嘱の決定を会長に求めるものとする。
- 5 役員会は、第四十三条第二項に基づき委嘱される連携会員の候補者を決定し、その委嘱の決定を会長に求めるものとする。
- 6 その他選考の手続に関し必要な事項は、役員会が定める。

(連携会員の辞任)

第四十五条 連携会員は、辞任しようとするときは、やむを得ない場合を除き、辞任しようとする日の三十日前までに会長に申し出るものとする。

- 2 会長は、連携会員の辞任があったときは、役員会に報告しなければならない。

(連携会員の解嘱)

第四十六条 会長は、連携会員が学術会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該連携会員を解嘱することができる。

- 2 役員会は、連携会員が学術会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、当該連携会員を解嘱することを、会長に求めることができる。

- 3 前項において、役員会は、第四十四条第二項の委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 前項において、第四十四条第二項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

第十一章 部

(部)

第四十七条 学術会議に、次の三部を置く。

第一部

第二部

第三部

(部の所掌)

- 第四十八条 第一部は、人文及び社会科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織し、学術会議の業務のうち当該分野に関する事項をつかさどる。
- 2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織し、学術会議の業務のうち当該分野に関する事項をつかさどる。
 - 3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織し、学術会議の業務のうち当該分野に関する事項をつかさどる。
 - 4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。
 - 5 前項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。

(部の役員)

第四十九条 各部に、部長一人、副部長二人及び幹事二人を置く。

- 2 部長は、その部に属する会員の互選によって定める。互選については、第十五条第一項の規定を準用する。
- 3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。
- 4 部長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副部長及び幹事の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 部長は、部会の同意を得て、辞任することができる。
- 7 副部長及び幹事は、部長の承認を得て、辞任することができる。
- 8 補欠の部長、副部長又は幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(部務)

第五十条 部長は、部務を掌理する。

- 2 部長は、あらかじめ、副部長のうちから、部長に事故がある場合に部長の職務を代理する者を定めておかなければならない。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

(部会)

第五十一条 学術会議に、各部に関する事項を審議するため、部ごとに、部会を置く。

- 2 各部会は、各部に属する会員をもって組織し、部長が長となる。

(部会及び連合部会の招集)

第五十二条 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員が招集の目的及び議案を示して部会の招集を部長に求めた場合には、部会を招集しなければならない。

- 2 連合部会は、複数の部に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。
- 3 複数の部において、当該各部に属する三分の一以上の会員が招集の目的及び議案を示して連合部会の招集を当該各部の部長に求めた場合には、当該各部の部長は、共同して連合部会を招集しなければならない。

(連合部会の議長)

第五十三条 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。

(部会及び連合部会における議決方法の特例)

第五十四条 部会及び連合部会においては、第四条第二項の規定にかかわらず、部長が当該部に属する各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。

第十二章 委員会

(委員会の設置)

第五十五条 学術会議に、機能別委員会及び分野別委員会を置くものとし、役員会の定めるところにより、課題別委員会及び役員会に附置する役員会附置委員会その他の臨時の委員会を置くことができる。

- 2 機能別委員会は、別表第二のとおり設置することとし、運営に関し必要な事項は、役員会が定める。
- 3 分野別委員会は、別表第三に掲げるものを設置することとし、運営に関し必要な事項は、役員会が定める。

- 4 課題別委員会及び役員会附置委員会その他の臨時の委員会に関し必要な事項は、役員会が定める。

(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)

第五十六条 第五十五条第一項の委員会（以下この条から第五十九条までにおいて「委員会」という。）に、役員会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第三十八条の諮問に対する答申及び法第三十九条の勧告その他の第三十四条第一項に規定する意思の表出（見解及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

(委員会の委員等)

第五十七条 会員は、少なくとも一つの分野別委員会に所属するものとし、委員会の委員は、役員会が決定する。

- 2 委員会に、委員長一名及び副委員長一名を置く。その他必要に応じて幹事を若干名置くことができる。
- 3 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、会長、副会長又は会長特別補佐のうちから役員会が定める。
- 4 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。
- 5 委員は、辞任しようとするときは、委員長に申し出るものとする。この場合において、委員は、辞任の申出の日又は委員が当該申出において辞任の日をあらかじめ指定したときは、その日をもって辞任する。

(委員会における議決方法の特例)

第五十八条 委員会においては、第四条第二項の規定にかかわらず、委員長が各委員の賛否を確認した上で、委員会の議決とすることができる。

(委員会に関する事項の役員会への委任)

第五十九条 第五十五条から第五十八条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、役員会が定める。

第十三章 若手アカデミー

(若手アカデミー)

第六十条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員（第四十三条第二項に基づき委嘱された連携会員を含む。以下この条において同じ。）をもって組織する若手アカデミーを置く。

- 2 若手アカデミーに、若手アカデミーに所属する会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミー会議を置くとともに、役員会の定めるところにより、分科会を置くことができる。
- 3 若手アカデミーに関し必要な事項は、役員会が定める。

第十四章 事務局

(事務局)

第六十一条 学術会議に、学術会議に関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、役員の職務を助け、学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。
- 4 事務局長は、総会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べることができる。
- 5 事務局長は、役員会、会員候補者選定委員会、選定助言委員会、運営助言委員会、部会、連合部会及び第五十五条第一項の委員会に、必要な場合に出席し意見を述べることができる。

第十五章 雑則

(会則の改正)

第六十二条 この会則の改正は、法第十三条第二項の規定にかかわらず、総会において出席会員の三分の二以上の賛成がなければ、これを行うことができない。

附 則

(施行期日)

第一条 この会則は、決定の日から施行する。

(補欠の会員の選任の手続に関する経過措置)

第二条 施行日から令和十一年九月三十日までの間における第三十条第三項の規定の適用については、同項中「法第三十条第二項」とあるのは、「法附則第七条第三項」とする。

(連携会員の委嘱に関する経過措置)

第三条 会長は、令和八年十月一日から令和八年十二月三十一日までの間、第四十三条第四項ただし書の規定及び第四十四条第二項から第六項までの規定にかかわらず、連携会員の委嘱を決定することができる。

別表第一（第三十四条関係）

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	学術会議が政府及び関係機関等の実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	学術会議	学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表すること。
見解	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼（法第三十八条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。

別表第二（第五十五条関係）

委員会名	職務
企画委員会	中期的な活動計画及び年度計画等の実現等に関する事、外部資金等の戦略に関する事
財務委員会	学術会議に係る予算・決算に関する事
科学者委員会	科学者の在り方、人権及び自由交流に関する事、科学におけるジェンダー平等・公正に関する事、協力学術研究団体に関する事、その他科学者間の連携に関する事
社会連携・広報委員会	シンポジウム、フォーラム等に関する事、地区会議に関する事、学術会議が実施する地方における学術の振興に関する事（地区会議が実施するものを除く。）、学術会議全体としての広報に関する事、国民の科学に対する理解の増進、その他社会及び国民等との関係に関する事
意思の表出対応委員会	部、委員会、分科会又は若手アカデミーからの検討課題に係る申出に対する助言、査読又は承認、事後的な評価、その他の意思の表出に関する事
国際委員会	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関する事
中期的な活動計画・年度計画委員会	中期的な活動計画及び年度計画の立案等に関する事
自己点検評価委員会	自己点検評価、外部評価、その他業務の実績の報告及び評価に関する事
会長候補者選考委員会	会長候補者の選考に関する事

別表第三（第五十五条関係）

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会